

業務仕様書

1 業務名

令和8年度 対日直接投資誘致に係る情報発信事業実施業務

2 業務の目的

札幌市は、地域経済の活性化や雇用機会の創出を目指し、国内外の企業誘致に積極的に取り組んでいる。特に、北海道の国際的なビジネス拠点としての地位を確立するため、各国の自治体との都市間競争において優位性を確保する必要がある。そのためには、札幌のビジネス拠点としての魅力を積極的に発信し、企業の関心を高めなければならない。本業務では、海外進出を検討する外国企業が、本市のビジネス環境や支援制度等の必要な情報へ容易にアクセスできるよう、ウェブサイトの拡充および保守管理を行う。併せて、札幌市の海外投資誘致におけるコンセプトを策定し、海外メディアを活用した戦略的な広報を展開することで、本市の対日直接投資に対する姿勢を広く周知する。これにより、札幌への関心と好感を醸成し、企業立地の促進に繋げることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

上記の事業目的を達成するため、海外をターゲットとしたメディア活用に関する企画・調整等業務、ウェブサイトの制作・更新・保守業務を行う。

【メディア活用】

下記(1)～(4)に基づき、委託者が展開する対日投資誘致に係る事業の効果的な実施に資する海外メディア活用を行う。

(1) 海外投資誘致の取組を表すコンセプト提案

受託者は、メディア活用を実施するうえで、札幌市の海外投資誘致の取組を表すコンセプトを提案し、委託者と協議のうえ確定させること。なお、一

年を通じてこのコンセプトをどのように戦略的に発信していくか検討のうえ、委託者に対し提案・実施すること。

- (2) メディア活用業務を行う対象地域（ターゲット）
欧州、アジア圏を対象地域とする。
- (3) 札幌市が実施する現地プロモーションと連動した札幌海外企業受入ワンストップ窓口（STEP）のPR記事作成・記事化
札幌・北海道におけるビジネス環境の優位性を、海外の現地ステークホルダーへ効果的に発信するため、以下の業務を行う。

【特集記事の作成・メディア掲載】

STEPの具体的な取組および札幌市の強みをPRする記事を「特集記事（Featured Article）」の手法で2～3回程度作成し、現地メディアから発信すること。記事作成にあたっては、さっぽろ産業振興財団等と連携して開催する現地イベントを契機としつつ、今後のプロモーションや問い合わせ窓口（STEP）への誘導を含めるなど、委託者が実施するプロモーション業務と連動させたストーリー展開を行うこと。

ア 現地プロモーションを予定する地域・産業ターゲット・実施時期

- ・地域：欧州（ドイツ等）、アジア（台湾・韓国等）※韓国は札幌開催
- ・産業：IT/AI、半導体関連産業、環境・エネルギー、バイオ（主にフード&アグリテック）
- ・時期：欧州（ドイツ等）は9月下旬、アジア（韓国）は11月～12月頃を想定

イ 実施手法

受託者は、自身が持つ記者等とのネットワークを活用し、現地プロモーション実施前後に記者を派遣し、イベントの様子や登壇・参加企業への取材を行い、各産業セクターに向けたPR記事を作成すること。現場の熱量を伝えるため、原則として対面取材を基本とするが、費用対効果や現地の状況に応じてオンライン取材を組み合わせたハイブリッド手法等の提案も可とする。具体的には以下の対応を想定すること。

- ・欧州（ドイツ）：ドイツプロモーションを記事化する際は、原則現地での対面取材（現地記者の手配を原則とし、難しい場合に日本からの記者派遣やオンライン取材を検討すること、派遣の場合は記者1～2名を2泊3日程度派遣する想定）をし、記事作成の提案を行うこと。
- ・アジア（台湾・韓国（札幌開催））：アジアにおいて、台湾プロモーションを記事化する際は、本業務の実施スケジュールの都合上、契約時点で既に終了している予定であることから、現地取材は不要とし、委託者から提供される文書・写真等画像・取材可能対象者リスト等を活用してオンライ

ン取材・記事作成を行うこと。ただし、記事化にあたり不足する画像素材等については、受託者において手配・補完を提案すること。韓国プロモーションの記事化する際は、札幌開催予定であるため、札幌会場での対面取材（現地もしくは国内記者の派遣を原則とし、難しい場合は海外記者の招聘（派遣）やオンライン取材も可とする。派遣の場合は記者1～2名を2泊3日程度派遣する想定）をし、記事作成の提案を行うこと。

・その他：札幌市が新たに持ち上げたい国（地域）・産業が生じた際は、受託者と協議のうえ対応を検討するが、受託者は実施可能な回数の範囲で積極的に対応すること。追加で発生する費用については、本契約の予算の範囲内で実施するものとする。

ウ 記事のコンセプト・構成戦略の提案

上記方法にて記事作成を行うにあたり、受託者は、各記事に関連性・一貫性を持たせるため、4-1)で定めたコンセプトを十分に意識すること。また、受託者は最初の記事を作成する前に、記事内容・構成イメージ、具体的な掲載予定の現地メディア等について提案し、委託者と協議のうえ方向性を決定すること。その際、作成・発信した記事から、札幌市海外企業向けポータルサイト「Invest Sapporo-step.global/」の関連ページ（Business EnvironmentやStrategic Industriesなど）への効果的な誘導（リンクの設置等）を企画し、ウェブサイトへのアクセス数増加および相乗効果の創出を図ること。

エ 記事のライティング・記事化

ウで定めた記事のコンセプトに基づき、対象地域（ヨーロッパ、アジア圏）において、ターゲットとなる層（経営層や投資家、技術者等）に広く認知され影響力を持つビジネス誌、経済紙、または専門ウェブメディア等における記事化のために最適な形でライティングを行うとともに、記事化のために必要な調整を記事の発信者と適宜行うこと。また、原則として受託者のネットワークによるパブリシティ（無料掲載）を目指すこと。

なお、内容調整にあたっては事前に日本語版も作成し、委託者へ確認を行ったうえで確定すること。また、記事化ののち、受託者のネットワークを活用した声かけが可能な団体・メディア等に対して広く拡散する等、広報効果の向上に努めること。また、働きかけが可能な団体等について提案すること。なお、企画提案時に、具体的な掲載候補メディア名とその選定理由（月間アクセス数、読者属性、ターゲット層との親和性など）を提示すること。

(4) 委託者に対する報告

受託者は、(3)について、下記ア～ウのとおり報告を完了すること。

ア メディアとの調整状況

メディアとの調整状況については、ライティングした内容、記事掲載内容、拡散等働きかけを行った企業・団体等情報（企業名や面談した方の氏名）及び媒体、当該記事に係る問い合わせがあった際の対応日時、対応者、対応内容について、定例ミーティング等で適宜共有すること。報告内容・時期については、委託者と十分な調整を行うこと。特にプロモーション業務を実施する前後において、当該業務と連動することから委託者に対して日常的に報告を行うこと。

イ 各記事の個別報告

受託者は、原則として各記事の発出後二か月後（ただし、報告時期が令和9年3月以降となる分の報告は、同月31日までに行う）までに、現地メディアの概要、メディアに掲載された記事の内容、記者情報、効果測定結果（メディアに掲載した記事の閲覧数、SNSリアクション件数等の各種インプレッション数など）、効果測定を踏まえた検討課題等について報告書を作成のうえ、迅速に委託者に対する説明の機会を設けること（オンライン可）。

ウ 業務報告書

受託者は、令和9年3月31日（水）までに、それまで対応した案件について、年度内の実績を総括した報告を行うこと。

なお、業務報告書については、完了届とともに提出することとし、電子データにより提出すること。

【ウェブサイト改修・拡充・運営・保守】

下記(5)～(13)に基づき、海外企業向け企業誘致ウェブサイト「Invest Sapporo」におけるページ拡充・変更に伴う取材、ページデザイン・レイアウト作成、掲載写真の調達、イラスト・図表の作成、原稿のリライティング及び翻訳、コーディング作業、SEO対策を行い、高いユーザビリティと魅力的なデザイン性を備えたウェブサイトの改修・拡充・運営・保守を行うこと。

(5) 対応言語

サイト内言語については英語（アメリカ英語）とすること。ウェブページの表現に関しては、ネイティブチェックが可能な適切な体制を構築し、誤

字・脱字を生じることなく、現地で違和感のない内容で制作すること。

(6) デザイン・レイアウト

コンテンツの追加・拡充・変更にあたっては、札幌のビジネス環境に関心を抱かせ、立地先に選ばれるよう、ビジネス拠点としての札幌の街の魅力が伝わるようなデザイン・内容とすること。

また、利用者が目的の情報を容易に見つけやすいレイアウトとし、デザインや配色に当たっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすい画面構成になるように配慮すること。

加えて、今後の長期的な運用を想定し、現在サイト管理・運用に利用しているCMS (Contents Management System) であるWordPressを利用し、受託者以外の事業者も内容の拡充等が容易な構成とすること。さらに、PC版のほか、スマートフォンやタブレット端末に対応可能なレスポンシブデザインとすること。

(7) 追加・拡充コンテンツ

以下により、サイトマップ案および以下ア～ウまでのコンテンツを必須更新するページとして、受託者は効果的なコンテンツ等について提案すること。なお、全体として、各産業ページの「Collaborative Projects」等の既存ページの更新、および進出企業インタビュー等を中心とした17ページ程度の追加・拡充対応が可能な体制を構築すること。内容の拡充・変更を行うページ数（固定ページ）は7～9ページ程度、既存のフォーマットを用いた（投稿ページ）は5～8ページ程度を想定している。

また、実際のサイト構築にあたっては、委託者と協議ののち、コンテンツ及びページ構成を決定することとし、受託者は委託者と密にやり取りを行うこと。

- ・本サイトの全体構成は、別紙1「サイトマップ案」を参考とすること。なお、サイトマップの更新案（網掛け拡充部分）は現時点で委託者が想定したものであり、今後、打ち合わせの中で適宜変更する可能性がある。
- ・ページ原稿は受託者が作成することとする。委託者が提供する文字原稿、既存の英語PR資料、NEXT SAPPORO（札幌市国内企業誘致HP）等の記載内容を参考に、受託者がウェブサイトにも最適な形でライティング及び翻訳を行うこと。ただし、下記ウにおける「進出企業インタビュー記事」については、受託者が各企業の取材を行い、文字原稿の作成、リライトを行うこと。

・個別の企業・団体等に関する情報を掲載する場合は、受託者にて掲載許可等の調整を行うこと。

- ・掲載する写真は、さっぽろ観光写真ライブラリー又は札幌市が所有する写真の中から委託者が提供するが、これ以外に札幌の街や魅力を効果的にPRできると考える写真があれば積極的に提案すること。なお、下記ウにおける「進出企業インタビュー記事」に掲載するインタビュー対象者の写真については、受託者において撮影ないし企業からの調達を行うこと。
- ・イラスト・図表は、各ページにおいて数値データ・地図の記載が必要となる場合について作成し、これ以外に効果的なイラスト・図表等を挿入すべき箇所があれば提案すること。
 - ・外部サイトへのリンクは、必要に応じて委託者が指定するサイトへリンクを設定すること。
 - ・公開・納品作業はスケジュールを最適化し、年1回～複数回に集約して実施すること

ア 各産業ページ

札幌市が重点的に取り組む産業を海外ステークホルダー向けに効果的に紹介・周知するページについて、内容の時点更新並びに「Collaborative Projects」の内容拡充並びに掲載にあたっての各種調整を行うこと。

イ 優遇措置

外資企業の進出に関する補助金など、札幌市及び北海道、国等の関係機関が設ける優遇措置を周知するページ（投稿ページ）について、改正要綱等を参考として内容を更新すること。なお、北海道、国等の関係機関の優遇措置については、概要周知を行うのみとし、詳細はリンク設定にて誘導すること。

ウ 進出企業

進出企業の一覧のほか、実際に札幌市に進出した企業によるインタビューおよび評価コメントを掲載することにより、札幌市のビジネス拠点としての魅力を伝えることを目的とし、以下の情報を含むページ（投稿ページ）を追加すること。なお、質問数等は既存の類似ページ構成を基本とする。

- ・進出企業一覧及び各企業のURL
- ・進出企業インタビュー記事、インタビュー対象者の写真及び企業ロゴ（最大5社程度）

(8) サーバ環境・ドメインについて

サーバ環境は、委託者の関連団体である一般財団法人さっぽろ産業振興財団が別途取得しているものを使用すること。公開時のドメインは、現在ウェブサイトで利用しているドメインを継続して使用するほか、これらの恒常的な保守管理を行うこと。なお、本サイト閉鎖後、ドメインが悪用されないよ

う対策を講じることができるものとする。

また、サーバ環境・ドメインの運用にあたりインシデント等が発生した場合は、その都度ただちに原因究明を行い委託者へ報告するとともに、必要な対策を講じること。

(9) SEO対策の実施

本サイトが検索エンジンを対象として、適切に検索結果の上位に表示されるよう、検索エンジンの最適化を行うこと。また、そのために、適切な検索キーワードの検討も行うこと。

(10) セキュリティ要件・脆弱性対策

情報セキュリティに関して、下表に定める措置を講じること。また、ウェブサイトの保守・拡充に当たっては、「札幌市情報セキュリティポリシー」を遵守し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「安全なウェブサイトの作り方」（最新版）に基づき、脆弱性を排除すること。

なお、受託者の責めに帰すべき事由により情報セキュリティインシデントが発生した場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、損害賠償等の責任を負うものとする。

要件項目	要件概要	
【セキュリティ要件】		
以下の要件を満たすセキュリティ対策を講ずること。		
セキュア通信	1	ログインを必要とする画面及びそれ以降の画面では、HTTPSによる通信を使用すること
	2	入力フォーム以外のページ、ログインを必要とする画面等以外であっても、HTTPSによる通信を使用すること
	3	SSL証明書の取得をすること
脆弱性対応	4	システムはウィルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行い、最新のウィルスパターンファイルを適用すること
	5	システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、重要度に応じて委託者に報告すること
アクセス制御	6	利用者がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること
	7	ログインの仕組みを設けている場合、ログインのユーザー、

		日時等が記録できること
	8	不要なポートを閉鎖すること
	9	ファイアウォールを設置すること

(11) 個人情報保護等への対応（GDPR等の各国のプライバシー規制対応）

本サイトはEU域内を含む海外からのアクセス及び個人情報（アクセスログ等を含む）の取得をしているため、海外企業の信頼を損なわないよう「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）」等の各国のプライバシー保護規制に準拠した個人情報取り扱いを実施すること。

(12) 確認・校正

受託者は、委託者が用意したサーバ内に受託者の構築したテストサーバにシステム及びコンテンツを用意し、随時、委託者が確認できる環境を整えること。

また、制作したウェブサイトは、受託者が構築するサーバのテスト領域にアップロードし、動作確認、リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む）、ブラウザチェック等を行い、公開前に必ず委託者の了解を得ること。チェックにあたっては、国際規格「WCAG 2.0/2.1/2.2」および日本産業規格「JIS X 8341-3」に基づき、適合レベルAおよびAAを目標とすること。また、リンクチェック、アクセシビリティチェック、ブラウザチェックについては、検証結果一式の資料を提出すること。

なお、製作したウェブサイトに関連した一連のインシデント（サーバ・ドメイン含む）が発生した場合、一次対応・状況確認を行う責任は受託者が負うものとする。

(13) サイトの更新環境の整備

本サイトの更新については、原則として委託者の依頼内容に基づき、受託者がウェブサイトに最適な形でライティング及び翻訳を行うこと。また、言語対応についても適切に行うこと。

なお、以下に掲げる軽微な更新については委託者が更新作業を行う場合がある。この場合、言語対応については受託者がウェブサイトに最適な形でライティングまたは翻訳を行ったうえで更新することとする。

【札幌市海外向け投資誘致ホームページ「Invest sapporo」 サイトマップ（案）の該当箇所】

- ・「新着情報一覧」の追加
- ・「優遇措置」における制度の軽微な内容修正
- ・「進出企業」における進出企業一覧の追加

- ・その他、各ページの時点修正、文言修正などの軽微な変更

(14) 成果品等の納品

本業務の契約後、令和8年9月7日までに本仕様書に基づいた作業計画書を提出し、委託者の了解を得ること。

また、業務終了後は速やかに完了届を提出すること。

その他、以下の成果品一式をDVD-R等に保存した電子データで納品すること。

ア ホームページ構造設計書

イ HTMLファイル等データ（該当がある場合）

ウ 画像データ。高解像度のデータも併せて納品すること。

エ イラストデータ（Windows版及びMac OS版Adobe「IllustratorCS5」で加工可能なもの）

オ 検証結果一式（リンクチェック・ブラウザチェック・アクセシビリティ検証）及びそれらの達成基準チェックリスト

カ 動作確認時の検証完了チェックシート又はそれに準じるもの（上記4(12)参照）

キ 完成時のサイトマップ

※ 成果物に使用された写真、イラスト、その他の資料等については、本ホームページに関連する目的（企業立地の促進）で委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用（印刷物の制作等）できるものとする。

5 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

6 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

- (2) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) この業務の遂行にあたっては、その都度あらかじめ本市業務担当者と綿密に打ち合わせを行い、必要な企画、提案及び助言等を行うものとする。
- (6) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。ただし、海外メディアに掲載された記事等の著作権の取り扱いについては、メディアの規定を尊重し、別途協議の上定めるものとする
- (7) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (8) 本業務履行に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (9) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」を遵守するほか、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (10) 業務履行に伴い、本市職員の立ち合いを必要とする作業がある場合は、原則として法令で定める休日および年末年始（12月29日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日までの8時45分から17時15分の間に実施すること。ただし、海外関係者との調整等でやむを得ない場合はこの限りではない
- (11) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (12) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

7 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階南側
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 企業立地課
電話：011-211-2362 E-mail：global@city.sapporo.jp

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会による「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)及び「札幌市情報セキュリティポリシー」等の規定に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を厳守しなければならない。

2 前項の規定に加え、本業務の性質上、EU域内等に所在する個人のデータ(識別子等を含む)を取り扱う場合は、GDPR(一般データ保護規則)その他該当する国・地域の個人情報保護に関する法令等を遵守し、必要となる法務的・技術的な安全管理措置を講じなければならない

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項の定義によるもの。以下同じ。)の安全な管理を実現するため、内部における管理体制を適切に構築し、当該体制を継続的に維持すること。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の管理を担う保護管理者および従業者を選定し、書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)をもって委託者へ報告しなければならない。

2 受託者は、保護管理者および従業者の変更が生じる際の手続について、あらかじめ定めておくものとする。

3 受託者が保護管理者を変更しようとする場合は、事前に書面で委託者へ申請を行い、その承認を得ること。

4 受託者が従業者を変更する場合は、あらかじめ書面にて委託者へ報告すること。

5 保護管理者は、本特記事項に掲げる各条項が適切に遂行されるよう、従業者に対し必要な監督を行う義務を負う。

6 従業者は、保護管理者の指示を仰ぎ、本特記事項の定めに従わなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱う事務の実施区域（以下「取扱区域」という。）を特定し、業務開始前に書面にて委託者へ報告すること。

2 取扱区域の変更を希望する場合は、事前に書面で委託者へ申請し、その承認を受けるものとする。

3 受託者は、委託者が特に指定した場所を除き、個人情報を定められた区域外へ持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護および情報セキュリティ意識の向上、ならびに従業者が遵守すべき事項等、本業務の適正な遂行に不可欠な教育・研修を全従業者に実施すること。

2 前項の教育等を行うにあたっては、具体的な実施計画を立案し、その実施体制を整備しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の遂行過程で直接的または間接的に得た個人情報を、第三者に対して一切漏洩してはならない。

2 受託者は、その使用する者が業務処理にあたって知り得た個人情報を他へ漏らすことがないように、厳重に管理すること。

3 前2項の守秘義務については、本契約の終了後または解除後においても、引き続き存続するものとする。

4 受託者は、本業務に従事する保護管理者および従業者に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、真にやむを得ない事情がある場合を除き、本業務の一部を第三者へ再委託してはならない。

2 業務を再委託しようとする場合は、事前に委託者へ申請し、書面による承諾を得るものとする。

3 個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する際、受託者は以下の項目を明記した書面を委託者に提出すること。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託を必要とする理由
- (3) 再委託により処理する内容
- (4) 再委託先にて取り扱う情報の範囲
- (5) 安全性および信頼性を担保するための対策
- (6) 再委託先に対する管理・監督の手法

4 前項の申請書類の提出時には、委託者が指定する様式（契約締結前に提出したもの）に基づき、再委託先が作成した書類を添付すること。

5 委託者が再委託を承諾した場合、受託者は再委託先に対し本契約の義務を遵守させる責任を負い、その一切の行為および結果について全責任を負うものとする。

6 個人情報を取り扱う再委託を承諾された場合、受託者は再委託先との契約において、管理・監督の手順および方法を具体的に規定しなければならない。

7 受託者は、再委託先の履行状況を厳格に管理・監督し、委託者の要請に応じてその状況を随時報告すること。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、業務処理のために提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の事前の許諾なく複写または複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 派遣労働者や契約社員等、正社員以外の者に本業務を行わせる場合、受託者は当該労働者に対し本契約の全義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、これら正社員以外の労働者による全行為およびその結果について、委託者に対し責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第10条 受託者は、本業務にて個人情報を保持する期間中、事務対応ガイドに掲げられた安全管理措置を遵守し、以下の項目に沿って適切に管理を行うこと。

- (1) 取扱う事務および情報の範囲、従事する従業者を特定し、取扱規程等を整備すること。
- (2) 組織的な体制整備、規程に基づく運用、状況確認手段の確保、漏えい事故等への対応体制構築、および措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者に対する適切な監督および教育を徹底すること。
- (4) 取扱区域の管理、機器・媒体等の盗難防止、廃棄時の復元不能な措置等を講じること。
- (5) アクセス制御、認証の識別、不正アクセスの遮断、および情報の漏えい防止策を講じること。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第11条 受託者は、本業務を通じて利用する個人情報を、本業務の目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 個人情報の受渡しは、委託者が指定する手段、日時および場所において実施するものとする。その際、預り証の提出や指定の方法による確認手続を行うこと。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 業務終了後、受託者は利用した個人情報を委託者指定の方法により速やかに返還、消去、または廃棄しなければならない。

2 個人情報の消去等を行う際は、事前に対象項目や媒体、方法、予定日を書面で申請し、委託者の承諾を得ること。

3 消去・廃棄にあたって委託者から立会いを求められた場合、受託者はこれに応じる義務を負う。

4 廃棄時には、電磁的記録媒体の物理的破壊等、当該情報の判読を完全に不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

5 処置完了後、受託者は日時、担当者名、処置内容を記録した書面を委託者へ提出し報告すること。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 個人情報の取扱状況について委託者から報告を求められた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

2 定期的な報告および緊急時の対応手順について、あらかじめ定めておくものとする。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本契約の規定に基づく措置の履行状況を確認するため、受託者および再委託者に対し実地監査や調査を行う権利を有する。

2 前項の目的達成のため、委託者は受託者に対し必要な情報の提供や指示を行うことができる。

(事故時の対応)

第16条 個人情報の漏えい等の事故（その疑いがある場合を含む）が発生した際は、帰責事由の有無を問わず、直ちに内容、件数、状況等を書面で報告し、委託者の指示に従うこと。

2 事故発生に備え、連絡体制、証拠保全、被害拡大防止、復旧、再発防止策を含む緊急時対応計画を策定しておかなければならない。

3 事故が発生した際、委託者は必要に応じて当該事故に関する情報を公に公表できるものとする。

(契約解除)

第17条 受託者が本特記事項の義務を履行しない場合、委託者は本業務の全部または一部について契約を解除することが可能である。

2 前項の解除により受託者に損害が生じた場合でも、受託者は委託者に対して賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 受託者の責に帰すべき事由により義務を怠り、委託者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償しなければならない。